

国立療養所の施設関係費増額に関する請願（福田赳夫君紹介）（第二五二二号）

同（中村高一君紹介）（第二五二三号）

生活保護法による長期入院者の扶助金引上げに関する請願（中村高一君紹介）（第二五二四号）

結核回復者の寮の増設に関する請願（中村高一君紹介）（第二五二五号）

結核回復者の優先雇用に関する請願（中村高一君紹介）（第二五二六号）

外一件（中村高一君紹介）（第二五二六号）

入院結核患者に期末扶助支給に関する請願（中村高一君紹介）（第二五二八号）

同（山花秀雄君紹介）（第二五二九号）

社会保障費増額等に関する請願（中健次君紹介）（第二五三〇号）

本日の会議に付した案件

職業訓練法案（内閣提出第九三号）

○森山委員長　これより会議を開きます。

職業訓練法案を議題とし、議事を進めます。本案についてはすでに質疑を終了しております。この際趣旨の説明を求めております。この際趣旨の説明を求めます。井堀繁雄君。

職業訓練法案に対する修正案
職業訓練法案の一部を次のように
修正する。

目次中「第十一條」を「第十二條」

に、「第十二條」を「第十三條」に、「第二十条」を「第二十二条」に、「第二十三条」を「第二十四条」に、「第二十四条」を「第二十五条」に、同

「第二十一条」を「第二十二条」に、「第二十二条」を「第二十三条」に、「第二十三条」を「第二十四条」に、「第二十四条」を「第二十五条」に、「第二十四条」を「第二十六条」に改める。

新第二十四条第三項中「第二十一

條」を「第二十二条」に改める。

新第二十八条及び新第二十九条中「第二十九條」を「第三十条」に、「第三十二条」を「第三十二条」に、「第三十二条」を「第三十三条」に、「第三十六條」を「第三十七条」に改める。

第九条中「第十四条」を「第十五

條」に改める。

第十二条第二項中「身体障害者職業訓練所において職業訓練」を「前項に規定する公共職業訓練」に改める。

第三十六条を第十三条とし、以下第

三十六条まで順次一条ずつ繰り下

げ、第二章中第十二条の次に次の二

条を加える。

（市町村等の行う職業訓練）

第十二条　市町村、民法（明治十九年法律第八十九号）第三十四条

の規定により設立した法人、法人としての営利を目的としない法人（以下この条において「市町村等」という。）が職業訓練を行う場合において、労働省

令で定めるところにより労働大臣の認可を受けたときは、この法律の適用については、その職業訓練

は、公共職業訓練とみなす。

2　前条第一項の規定は、市町村等が前項の認可を受けて行う求職者に対する職業訓練について準用する。

を「第十四条」に改める。

新第二十二条第三項第二号中「第二十六条」に改める。

附則第四条中「第二十五条」を「第二十六条」に改める。

新第二十四条第三項中「第二十一

條」を「第二十二条」に改める。

新第二十八条及び新第二十九条中「第二十九條」を「第三十条」に、「第三十二条」を「第三十二条」に、「第三十二条」を「第三十三条」に、「第三十六條」を「第三十七条」に改める。

新第三十二条を「第二十二条」に改める。

新第三十六条を「第二十二条」に改める。

新第三十六条を「第二十二条」に改める。

新第三十六条を「第二十二条」に改める。

新第三十六条を「第二十二条」に改める。

新第三十六条を「第二十二条」に改める。

新第三十六条を「第二十二条」に改める。

新第三十六条を「第二十二条」に改める。

新第三十六条を「第二十二条」に改める。

新第三十六条を「第二十二条」に改める。

章、第四章」に改める。

附則第四条中「第二十五条」を「第二十六条」に改める。

附則第五条第一項の労働基準法第二十一条中「前項」を「第三項」に、「二十六條」に改める。

附則第五条第一項の労働基準法第七十条の改正規定中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に、「第十五条第一項」を「第十六条」に改める。

附則第十条の労働省設置法第四条第一項を「第十五条第一項」に、「第十五条第一項」を「第十六条」に改める。

新第三十二条を「第二十二条」に改める。

新第三十六条を「第二十二条」に改める。

公共職業訓練に関する規定でございま

す。

市町村及び民法第三十四条の規定によ

りまして設立した法人、また法人であ

る労働組合その他の営利を目的とした

い法人が、本法にいう職業訓練を行

うことのできる規定を設けたのであります。

新第三十二条を「第二十二条」に改める。

新第三十六条を「第二十二条」に改める。

新第三十六条を「第二十二条」に改める。

新第三十六条を「第二十二条」に改める。

新第三十六条を「第二十二条」に改める。

新第三十六条を「第二十二条」に改める。

新第三十六条を「第二十二条」に改める。

新第三十六条を「第二十二条」に改める。

新第三十六条を「第二十二条」に改める。

第三次に同様の規定を適用するとい

う

ます。

市町村及び民法第三十四条の規定によ

りまして設立した法人、また法人であ

る労働組合その他の営利を目的とした

い法人が、本法にいう職業訓練を行

うことのできる規定を設けたのであります。

新第三十二条を「第二十二条」に改める。

新第三十六条を「第二十二条」に改める。

新第三十六条を「第二十二条」に改める。

新第三十六条を「第二十二条」に改める。

新第三十六条を「第二十二条」に改める。

新第三十六条を「第二十二条」に改める。

新第三十六条を「第二十二条」に改める。

新第三十六条を「第二十二条」に改める。

〔総員起立〕

○森山委員長 起立総員。よつて本修正案は可決せられました。（拍手）次に修正部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く本案を原案通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○森山委員長 起立総員。よつて本案は修正議決されました。（拍手）なお本案に関する委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森山委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

暫時休憩いたします。

午前十一時四分休憩

「休憩後は会議を開くに至らなかつた」

〔参照〕

職業訓練法案（内閣提出第九三三号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年四月四日印刷

昭和三十三年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局